

令和3年10月18日

入学を希望される保護者様

関係各位

マニラ日本人学校

校長 梶山 康正

### 「学校規則」「就学資格に関する細則」の一部変更について

来る11月16日(火)に、小学部1年生入学説明会を開催いたします。

さて、説明会に先立ちまして、別表の通り、学校規則等を一部変更をお知らせいたします。

背景としては、昨今、在外にある教育施設(日本人学校や補習校)を取り巻く環境が変化しており、海外で教育を受ける子どもの多様化(永住者、二重国籍、現地国籍者の増加など)や在外教育施設へのニーズの多様化(「国内同等」+「海外ならではの学び」)が変化しています。

この状況下、本校でも、家庭環境の国際化及び多様化が進み、外国籍の保護者からの入学希望が複数有り、現行の規則では受けつけることができないためお断りした経緯がありました。

日本の教育課程での学習を希望されるご家庭が、日本人社会での生活基盤を可能にするために、第6条に国籍条項を付け加え、別表の通り変更することといたしました。

入学許可までの審査の流れは、下記の通りです。

(連絡先 : mjs@mjs.ph、電話 02-8840-1424 to 1427)

#### 記

① 入学希望者から国籍条項に該当するかの相談受付(相談窓口:校長・教頭)

② 校長、教頭及びマニラ日本人学校入学対策委員長との面談、審査

#### 【面談時の確認事項】

○第6条第4項国籍条項に当てはまるかの確認

・日本の学校または在外教育施設等にて、日本語での保幼小中学校教育課程を通算2年以上経験していることの証明書の確認

・日本の学齢と同等の日本語力の確認

・保護者の内一人が、日本語で会話ができるか学校側の質問に日本語で回答することができるかの確認

③ 転入学試験を受けて合格する

④ マニラ日本人会への加入

⑤ PTAへの加入、参画

## マニラ日本人学校規則一部変更(新旧対照)

### (就学資格)

(旧) 第6条 本校に就学できる者は、マニラ首都圏及びその近郊に在住する日本国籍を有する子女とし、小学部にあっては4月2日現在満6歳以上、中学部においては小学校の課程を修了した者とする。

2 小学部6年及び中学部3年において、現地校、国際学校等日本の教育制度でない学校の子女については、第2学期以降の編入は認めないものとする。

3 その外の就学資格については、別途細則に定めるところによる。

(新) 第6条 本校に就学できる者は、マニラ首都圏及びその近郊に在住する日本国籍を有する子女とする。但し、第4項に定める国籍条項を満たした場合はその限りではない。

小学部にあっては4月2日現在満6歳以上、中学部においては小学校の課程を修了した者とする。

2 省略

3 その外の就学資格については、別途細則に定めるところによる。

4 国籍条項（追加）

以下の条件をすべて満たす場合には、日本国籍（二重国籍を含む）保持者でなくとも、入学を許可する。

- ① すでに日本の学校または在外教育施設などにて、日本語での保幼小中の教育課程をどこかで通算2年以上経験している。
- ② 入学または編入試験に合格する。
- ③ 保護者はPTA会員となり、活動を理解し、協力できる。
- ④ 保護者のどちらかは、日本語を理解でき、常に学校と連絡できる手段を確保している。

## マニラ日本人学校就学資格に関する細則(新旧対照)

### (国籍)

(旧) 第2条 本校に就学する児童生徒は、日本国籍を有していなければならない。

(新) 第2条 本校に就学する児童生徒は、日本国籍を有していなければならない。但し、学校規則に定める国籍条項を満たした場合はその限りではない。